

会 議 記 録					
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会			会議場所	第3委員会室
				担当職員	藤村
日 時	平成25年11月18日(月)			開 議	午後 3 時 00分
				閉 議	午後 3 時 51分
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 <木曾議長>				
執行機関出席者					
事務局	今西議会事務局長、藤村事務局次長、阿久根副課長兼議事調査係長事務取扱				
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名	その他 0名

## 会 議 の 概 要

1 吉田委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 事件

15:02～

直接請求に伴う条例制定について

- ・ 関係法令の確認・・・別紙1
- ・ 12月定例会での審査予定確認・・・別紙2
- ・ 住民投票条例(案)の内容確認・・・別紙3
- ・ 参考人招致の要否検討

<吉田委員長>

それでは早速、議事に入る。御承知のとおり、大型スポーツ施設に係る住民投票条例の制定を求める活動が行われていたが、去る11月8日に「亀岡みらいづくり隊」から正式に直接請求がなされた。

別紙1を参照願う。地方自治法第74条第1項に、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。」と規定がある。亀岡市の有権者の50分の1、すなわち、1,485人以上の署名が必要とされていたが、今回、3,073人の署名をもって、「亀岡みらいづくり隊」から請求があったものである。同じく第74条第3項に「普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付す。」と規定されているので、12月定例会に市長から議案として提案されることになっている。

先日の議会運営委員会において、議案の付託先は総務文教常任委員会と内定されているので、事前に準備をしておきたいと思う。

別紙2を参照願う。具体的な日程を確認していきたい。11月25日(月)、12月定例会が開会され、議場において、市長から議案の提案理由説明が行われる。その後、請求者の意見陳述について、日時、場所、人数、時間を議決する。これは、地方自治法第74条第4項、「議会は、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。」、同法施行令第98条の2、第1項、「議会は意見を述べる機会を与えるときは、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示する。」という規定に基づいている。

本日、午前中の議会運営委員会において、12月6日(金)午前になると思うが、議場で10人以内の者が時間制限なしで行うことと決定されたので、その内容で正式な議決が行われる。その決定に基づき、12月6日(金)、議場で請求代表者からの意見陳述が行われる予定である。この場では、請求者に直接、質疑することは出来ず、聞き置く程度となる。議場での質疑は条例案提案者である市長に行うことになる。この点、確認しておきたい。

続いて、12月6日(金)の午後になると思うが、総務文教常任委員会が開かれる。ここで、他の付託議案とともに、住民投票に係る条例案も審議することになるが、補正予算等他の議案審査を先に行う予定である。住民投票に係る条例案を審議するにあたり、委員会として参考人を招致して、質疑をするかどうかについては、委員会の決定が必要であるので、希望があれば、6日の委員会に諮ることになる。執行部は、条例提案に際して、意見を付してくるので、その意見についての説明に入る予定であり、意見に対する質疑はそこですることになる。委員会の審査を経て、閉会日の12月13日(金)に、委員長報告、質疑、採決という日程の流れになるので確認願う。

委員会については6日の午後で時間も未定であるが、付託議案に加えて請願審査も入るとおそらく1日では終わらない。そこで、6日に出来るところまで審査し、9日又は10日に請願審査等を行い、住民投票条例に係る審査は11日の予備日に行いたいと思うがどうか。

<中村委員>

6日に住民投票以外の審査が終わるということであれば翌週の月曜日、9日にしてもいいし、6日の午後からということならば委員長提案通り予備日でもいい。

< 並河委員 >

9日は、朝10時から京都中部広域消防組合議会があるので、11日しかないかと思う。

< 吉田委員長 >

おそらく、住民投票以外の議案審査も6日では終わらないと思う。10日も開き、11日に住民投票条例の審査をすることになる。この後、諮るが、代表請求者の意見陳述は議場で行われるが、その場では意見を聞くことができない。委員会で質疑したり、意見を聞きたいということならば、参考人を呼ぶ日をあらかじめ決めておかなければならない。相手への通知も必要であるので、住民投票条例に係る審査日は決めておかなければならない。11日で決定していいか。

全員了

これは会派での意見であり、まだ皆さんに諮っていないが、総務文教常任委員会に付託され、審査し、採決していくが、本市で初めてのことでもあるので他に意見が言いたいという議員もいるのではないかと思う。一定、総務文教常任委員会で審査したのち、議長にお願いし、12日の議会運営委員会の後にでも全員協議会を開催していただき議員間討議の場を設けていただきたいと思うがどうか。

< 石野委員 >

総務文教常任委員会で審査して、そのあと全員協議会で他の議員の意見を聞くということか。

< 吉田委員長 >

全員協議会を開くということならば、討論、採決のみ残して審査し、全協の後、討論、採決することになる。委員会の採決が終わってから全協を開いても意味がない。それを参考にするというよりは、議場では市長にしか質疑が出来ず、委員間討議もできず、討論のみで採決するというので他の議員がいいのならば不要だが、意見が言いたいと思っている議員がいるのならどうか。

< 堤委員 >

12月11日に住民投票条例について集中審査をするのであれば、判断材料の一つとして、審査の前に全員協議会を開いて他の議員の意見も聞いて、集中審査に入る。また、参考人にも質疑するという流れではどうか。

< 吉田委員長 >

おっしゃる通りである。確かにその方がいいが、日程的にどうか。事務局に尋ねる。

< 事務局 >

今の予定では、6日の午前中に意見陳述がなされ、午後1時から総務文教常任委員会を開いていただけそうである。委員会の前に全員協議会を開催され、終了後、委員会ということなら可能である。ただ、6日だけでは他の議案審査が終了しないので9日の午後にも開催、終わらなければ10日に引き続き審査いただき、11日は住民投票条例に係る集中審査ということになる。

< 西村委員 >

日程はともかくとしても全員協議会で意見は聴いておいた方がいい。

< 堤委員 >

これまで常任委員会の日は別日としてきたが、このような事例の時には同日開催とし、どこかに余裕のある日をとれないか。

< 吉田委員長 >

日程は議会運営委員会で承認されている。

< 事務局 >

議運で承認されたこともあるし、基本的に別日開催するというのでやってきている。

< 吉田委員長 >

それでは、6日の午後に全員協議会、10日に付託議案と請願審査、11日に住民投票に係る審査としたい。委員会の希望として、6日の午後に全員協議会を開いていただきたいことを議長にお願いする。

< 木曾議長 >

了解した。

< 事務局 >

執行部には6日に総務文教常任委員会の審査があることをあらかじめ伝えているので、10日に対応できないところがあるかもしれない。確認の上、場合によっては6日も全協終了後、審査いただくことになるかもしれないのでお含みいただきたい。

< 吉田委員長 >

委員会で参考人招致をするならばその議決も必要になる。希望はどうか。

< 田中副委員長 >

そこで質疑ができるので、招致してはどうかと思う。

< 西村委員 >

意見も聞く中でしっかりとした判断ができると思うので招致した方がいい。

< 並河委員 >

招致されたい。

< 山本委員 >  
招致されたい。

全員了

< 吉田委員長 >  
参考人なので指名しなければならないのか。

< 事務局 >  
文書で参考人招致の依頼をしなければならない。代表請求人の名簿が手元にあるが何人の方にといいことが決まれば事前に出席可能な方を調整いただき、その方宛に依頼をさせていただく。

< 堤委員 >  
来れる人は全員来てもらえばいい。

< 吉田委員長 >  
そんな依頼は出来るのか。

< 事務局 >  
事前に調整いただき、誰が来れるかが分かれば、その方宛に依頼を出すということ出来る。

< 吉田委員長 >  
12月6日までに出席可能かどうかを事務局で確認されたい。参考人となれば日当も必要である。参考人については、そのように取り計らうこととする。

全員了

次に、条例案の確認をする。ポイントを絞って確認したい。第1条の目的、用地無償提供について住民の意思を明らかにする。第4条住民投票の期日、第8条投票については期間についての検討が要るかと思う。第16条投票結果の尊重。その可否について住民の意思を明らかにすることと、そのための情報提供をするということが大きなポイントかと思う。審査にあたってはこのあたりを中心にされたい。参考人にどういう思いであるのかを聞くのもいいが、条例案が適したものであるのかないのかをしっかりと審査していきたい。

< 西村委員 >  
条例制定の請求をされたときの趣旨を書いたものを確認したい。

< 吉田委員長 >  
事務局、用意できるか。

< 事務局 >  
今は手元にはないが、入手しておく。

< 堤委員 >  
第1条に目的が書いてあるのではないのか。可否を審査するのではないのか。

< 吉田委員長 >  
可否云々というよりも住民の意思を明らかにすることが目的であるかと思う。住民投票で反対多数であるからと言って計画が飛ぶということはないのか事務局に確認する。

< 事務局長 >  
第16条は尊重規定であって、結果に反する決定がなされてもなんら問題はないと

いうことになる。

<吉田委員長>

住民投票に結果をゆだねるのはおそらく自治法違反になるので、最終的には議決してなければならない。住民投票の結果が賛成多数であろうが反対多数であろうが最終決定するのは議会である。可否を問うのではなく、住民の意思を明らかにすることが趣旨ではないかと思う。16条はなくてもいいかと思う。

<堤委員>

第14条にあるように投票所や立会人含めて市議会議員の選挙と同じように執行するということか。

<吉田委員長>

他市の例も含めて事務局説明されたい。

<事務局>

全てを確認していないが、市長や市議会議員の例によると規定されているところが多い。そうすると告示は7日前、期日前投票は6日間となるが、第4条で告示は15日前、第8条で期日前含めて14日間投票できると規定されているので、この2点については異なってくる。

<堤委員>

そうすると立会人も14日間ずっと立ち合い、投票日当日もすべての投票所に多くの人出がいることになり、経費が多くなる。

<吉田委員長>

実際の審査時に、これは長いのではないかとか、疑問だとか言う風に具体的に審査いただきたい。住民投票のやり方は賛成、反対に をつけるということになっているがそれでいいのかとか一つずつ審査されたい。

<堤委員>

初めてのことであり、これがどういうことを意味しているのか等一般市民に分かりやすく説明されたい。

<吉田委員長>

11日に審査するので、そういったことを出されたい。初めてのことであるので、先般の議員団研修も生かして、慎重に審査いただきたい。

<石野委員>

12月6日の意見陳述はインターネット配信されるのか。

<吉田委員長>

配信される。それでは、住民投票条例についてはこの程度とする。

#### 4 その他

<吉田委員長>

追加資料について、取扱いに注意されたい。調査士協会に随意契約されており、平等に仕事を割り振りされていると聞いていたが、平等に見えない。たまたまこの年だけなのかはわからないが、できれば1月月例会に担当課を呼び、どのような指導をしているのか聴きたい。資料は回収した方がいいか。

<事務局>

回収まではいらぬが、各自で十分取扱いに注意いただきたい。

<堤委員>

亀岡市は協会と契約しているのだから、言うべき先は協会であり、担当課に言うべきことではないのではないかと。

< 吉田委員長 >

この年だけならいいが、毎年同じような状況であるならなぜそんなところと随意契約するのかということを行わなければならない。亀岡市が随意契約している意味があるのかということを知りたい。協会の中のことは言えない。時間があれば1月にでも聞きたい。

その他、何もなければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

15:51 閉議